

高松市監査委員告示第7号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知  
(財政援助団体等監査)



令和7年1月31日

高松市監査委員

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R2	R3.2.26	第4号	意見	交付金と自主財源の経理を明確に区分することについて（栗林校区コミュニティ協議会）	P17	地域コミュニティ協議会		R7.1.9
2	R5	R5.11.30	第28号	指摘	所管課による指導監督体制について	P5	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.12.12
3				指摘	指定管理業務の適正な遂行について	P8	四電エグループ		
4				指摘	適正な経理処理について	P9			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／地域コミュニティ協議会		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	交付金と自主財源の経理を明確に区分することについて（栗林校区コミュニティ協議会）		
意見の内容	交付金と自主財源の経理を明確に区分し、その経過が会計帳簿に反映するよう、通帳の管理方法も含め、適正な会計事務処理に努められたい。		
公表文該当 ページ	P17		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年1月9日
所管課等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措置を行った 団体等	地域コミュニティ協議会
措置結果	本件意見については、令和4年度から、地域まちづくり交付金と自主財源の経理区分を明確にするため、異なる通帳で管理し、それぞれについて帳簿を作成するよう改めた。

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第28号	告示日	令和5年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	所管課による指導監督体制について		
指摘の内容	所管課は、指定管理者に協定書・仕様書等の遵守を徹底させるとともに、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて仕様書等の内容を協議するなど、指定管理者との連携に努め、指定管理業務が適正に実施されるよう、指導監督体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P5		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月12日
所管課等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
措置を行った 団体等	—
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受け、指定管理者（四電工グループ）に必要書類の提出や申請及び報告を求めるとともに、指定管理業務と自主事業に係る経理の区分を徹底するよう指導し、基本協定書等を遵守して、適正に指定管理業務を遂行するよう、改めて指導した。</p> <p>今後は、当課においても基本協定書等に基づいた業務が実施されているか、適宜チェックを行うとともに、必要に応じて仕様書等の内容を協議するなど、指定管理者との連携に努めることとしている。</p>

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和5年度／四電エグループ		
告示番号	高松市監査委員告示第28号	告示日	令和5年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	指定管理業務の適正な遂行について		
指摘の内容	指定管理業務について、協定書・仕様書等を遵守できる業務体制を構築するとともに、所管課に対し、必要に応じて協議及び報告を行うなどの連携に努めることにより、指定管理業務を適正に遂行されたい。		
公表文該当 ページ	P8		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月12日
所管課等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
措置を行った 団体等	四電エグループ
措置結果	本件指摘事項については、監査結果報告を受け、所管課に必要書類を提出し、承認を得たほか、指定管理者が管理運営を行っている市の施設であることの明示も行った。 今後においては、基本協定書等を遵守するとともに、管理運営及び事業実施において必要な事務処理を徹底し、所管課と連携して適正な指定管理業務の遂行に努めることとしている。

# 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和5年度／四電エグループ		
告示番号	高松市監査委員告示第28号	告示日	令和5年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	適正な経理処理について		
指摘の内容	指定管理業務と自主事業の経理区分を明確にするとともに、収支決算書を正確に作成するなど、適正な経理処理を行われたい。		
公表文該当 ページ	P9		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年12月12日
所管課等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
措置を行った 団体等	四電エグループ
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受け、業務別に預金口座や会計システムを区分するなど、指定管理業務と自主事業の経理区分を明確にするとともに、収支決算書においても精算額の訂正を行った。</p> <p>今後においては、正確な会計書類の作成など事務処理を徹底し、適正な経理処理に努めることとしている。</p>